

議案第152号

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「宿日直手当及び期末手当」を「宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条第1項前段中「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 勤勉手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（市規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 常勤職員条例第19条第2項（第2号を除く。）の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「特定幹部職員」とあるのは「行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する常勤職員条例第19条第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

4 常勤職員条例の改正により常勤職員の勤勉手当の額に改定があった場合における

フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の改定は、改正後の常勤職員条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の勤勉手当の額について改定するものとする。ただし、改正後の常勤職員条例の施行の日が4月1日であるときには、同日以後の勤勉手当の額について改定するものとする。

5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

第27条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 第17条の2（同条第2項において読み替えて準用する常勤職員条例第19条第2項第1号の行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合に係る部分を除く。）の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第17条の2第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬（第18条の規定による報酬に限る。以下この項において同じ。）の額（同条第3項又は第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員にあっては、在職期間において当該職員が受けるべき報酬の1か月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第18条関係）

会計年度任用職員月額報酬表

職務の級	1級	2級	3級
号 給	月 額	月 額	月 額
	円	円	円
1	167,000	214,300	248,200
2	168,100	216,000	249,700
3	169,400	217,800	251,200
4	170,500	219,300	252,600
5	171,600	220,900	253,800
6	172,800	222,700	255,500
7	173,900	224,500	257,000
8	175,000	226,200	258,500
9	176,100	227,800	259,600

10	177,500	229,300	261,100
11	178,900	230,900	262,600
12	180,200	232,400	263,900
13	181,400	233,700	265,300
14	183,000	235,100	266,500
15	184,500	236,500	267,700
16	186,200	238,000	269,000
17	187,300	239,400	270,200
18	188,700	241,100	271,600
19	190,200	242,600	272,900
20	191,600	244,100	274,200
21	193,000	245,300	275,700
22	195,300	246,900	277,200
23	197,600	248,500	278,900
24	199,900	249,900	280,400
25	202,100	251,000	282,100
26	203,900	252,500	283,800
27	205,400	253,800	285,500
28	207,000	255,100	287,100
29	208,500	256,200	288,800
30	210,000	257,200	290,300
31	211,400	258,200	291,800
32	212,800	259,100	293,400
33	214,300	260,000	294,500
34	215,600	260,900	296,200
35	217,000	261,800	297,700
36	218,300	262,600	299,300
37	219,600	263,300	300,700
38	220,900	264,500	302,400
39	222,100	265,700	304,000
40	223,300	266,800	305,700
41	224,400	268,100	307,200
42	225,500	269,300	308,800
43	226,500	270,400	310,400

44	227,600	271,600	311,900
45	228,500	272,700	313,600
46	229,400	273,800	315,200
47	230,400	275,000	316,900
48	231,300	276,000	318,400
49	232,200	277,000	319,300
50	233,100	278,000	320,900
51	234,100	279,100	322,400
52	235,000	280,000	324,100
53	235,800	280,900	325,700
54	236,700	281,900	327,400
55	237,700	282,800	328,900
56	238,500	283,700	330,500
57	238,800	284,600	331,900
58	239,600	285,600	333,200
59	240,300	286,500	334,300
60	241,000	287,400	335,400
61	241,600	288,400	336,100
62	242,300	289,500	337,100
63	242,900	290,400	337,900
64	243,400	291,300	338,700
65	244,000	291,800	339,500
66	244,500	292,600	339,900
67	245,000	293,300	340,600
68	245,600	294,200	341,300
69	246,100	295,200	342,100
70	246,600	296,100	342,800
71	247,100	296,900	343,600
72	247,700	297,700	344,200
73	248,200	298,400	344,700
74	248,700	299,000	345,300
75	249,100	299,400	345,800
76	249,600	299,800	346,400
77	250,100	300,000	346,700

78	250,600	300,300	347,300
79	251,200	300,500	347,700
80	251,700	300,800	348,100
81	252,100	301,000	348,500
82	252,600	301,200	349,000
83	253,000	301,500	349,500
84	253,400	301,700	350,000
85	253,800	302,000	350,400
86	254,300	302,400	350,800
87	254,700	302,700	351,300
88	255,100	303,000	351,700
89	255,500	303,300	352,000
90	256,000	303,700	352,400
91	256,300	304,000	352,900
92	256,600	304,400	353,300
93	256,900	304,600	353,500
94		304,800	354,000
95		305,100	354,500
96		305,500	354,900
97		305,800	355,100
98		306,100	355,500
99		306,500	355,900
100		306,900	356,200
101		307,100	356,500
102		307,400	356,900
103		307,800	357,400
104		308,100	357,800
105		308,300	358,300
106		308,600	358,700
107		309,000	359,100
108		309,400	359,500
109		309,600	360,000
110		310,000	360,400
111		310,400	360,800

112		310,700	361,100
113		310,900	361,600
114		311,100	
115		311,400	
116		311,800	
117		312,000	
118		312,200	
119		312,600	
120		312,900	
121		313,300	
122		313,500	
123		313,800	
124		314,100	
125		314,400	

別表第2（第18条関係）

会計年度任用職員時間額報酬表

号給	時間額
	円
1	1,030
2	1,090
3	1,370
4	1,420

別表第3（第18条関係）

会計年度任用職員日額報酬表

号給	日額
	円
1	6,000
2	7,300
3	7,900
4	10,400
5	12,300

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第17条第1項前段の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、第27条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給料及び報酬の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給料及び報酬は、改正後の条例の規定による給料及び報酬の内払とみなす。

（前橋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 前橋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年前橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条第1項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。